

労働者派遣

事業主

派遣先

派遣料金の支払い

労働者派遣契約

請負・委託

発注者

仕事を提供する企業・
家庭・公共団体等

契約金の支払い

契約金の請求

契約の締結

仕事の依頼

シルバー人材センター

派遣元(連合会)

公益法人

賃金の支払い

労働契約

配分金の支払い

仕事の請負・完成

仕事の提供

会員登録

シルバー人材センター 会員

派遣登録会員

原則 60 歳以上で
働く意欲のある方

安全・適正就業

派遣先で安全・適正に働けるように、派遣労働者就業規則があります。社会保険の及び雇用保険の適用はありませんが、労災保険が適用されます。

安全・適正就業

センターには、会員の総意により定められた就業規約(約束ごと)があります。もし万一の事故等が発生した場合は、シルバー損害保険等(障害・賠償責任)で対応します。

指揮・命令関係